

令和7年度 新発田市立御免町小学校いじめ防止基本方針

新発田市立御免町小学校

1 いじめ防止のための取組の基本方針

- 子どもたちの温かい人間関係作り、いじめをしない・許さないという学級風土作りを行い、いじめの未然防止に努める。
- いじめの早期発見・即時対応に努める。
- いじめを受けた児童に寄り添い心のケアを最優先とする。
- 学校関係職員全員が、いじめ防止に向け共通認識をもち、いじめに関わる情報を共有しながら対応にあたる。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

【いじめ対応委員会 毎学期1回】

～ 委員会メンバー ～

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、いじめ対応委員会該当職員、当該担任

※状況に応じて参加メンバーを変更する。

(2) 日常的にいじめ問題など、生徒指導上の課題に関して対応する組織【生活指導委員会】

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家【新発田市教育委員会所属のSSW、教育相談員】

(4) 組織の役割

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があつたときの緊急会議の実施、いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 指導体制

① いじめ防止に向けた基礎的指導内容

ア) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、該当児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

～ 定義の注釈 ～

- (注1) 「心身の苦痛を感じているもの」の定義を限定して解釈しない。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あることを考慮し、当該児童の表情や様子を細かく観察して確認する。
- (注2) 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注3) 「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(注4) けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。(集団・個人)
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(注5) いじめ類似行為についても未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ならびに再発防止に努める。

※いじめ類似行為とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【具体的ないじめ類似行為の態様】

- ・ SNS 等で悪口を書き込まれたことについて、本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合。

イ) いじめに対する基本的な認識

いじめは人間として絶対に許されないという強い認識をもつ。

「いじめたり、いじめられたりしながら成長するものだ」「いじめる側も悪いが、いじめられる側にも問題がある」などという考えはいじめを容認し、問題をより深刻化する。多くの人が集まればトラブルはさけられないが、互いの人権や生命を脅かすようなトラブルの解決の仕方は断じて許されないことを発達段階に応じて指導していく必要がある。教職員がこの認識をもつことはもちろん、保護者もこの認識をもてるよう啓発する。

いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである。

いじめは、児童の成長に悪影響をもたらす。いじめられた側の児童の心を深く傷つけ、将来にわたってトラウマとして残る。いじめる側の児童にとっては、いじめの非人間性や他人の痛みに気付くことないまま見過ごされることが成長に大きくかかわる重大な問題となる。

いじめの四層構造

いじめを受けている児童(被害者)といじめている児童(加害者)の関係だけで捉えることができない。はやしたてたりおもしろがったりして積極的に助長している児童(観衆)と、見て見ぬふりをして暗黙的に支持している児童(傍観者)を加えた四層構造になっている。特にいじめの現場を取り巻き、はやしたてる観衆がいじめの助長につながっていることから、

被害者や加害者だけにとらわれるのではなく、観衆や傍観者の実態を把握し、いじめの解消に努めていく必要がある。

いじめはどの児童にも、どの学級どの学校でも起こりうる。

国立政策研究所の追跡調査では、多くの児童が入れ替わりながらいじめに巻き込まれているとの報告がなされている。特定の児童の事後対応ではなく、全ての児童が対象となるので、いじめをはじめとする問題行動の未然防止の取組が大切である。**特に「いじめ見逃しゼロスクール」の取組により、学校のみならず家庭や地域の協力を得て児童を見守る体制作りを進めることが重要である。また、「いじめアンケート」「個人ノート」等を活用しながらいじめの実態把握を工夫し、充実させる。**

ウ) いじめを起こさないための対応（未然防止）

- いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点についての共通理解を図る。（職員）
- **集団に対して具体的に、どんな行為がいじめなのかを理解させることで**「いじめは人間として絶対に許されないこと」「いじめは見逃さない。（いじめを通報することは決して卑怯な行為ではない!）」との雰囲気醸成する。（児童）
- いじめに向かわない態度・能力の育成の基盤は、「規律・学力・自己有用感」である。
どの児童もきちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持たせれば、容易にいじめの加害に向かうことは考えにくい。
- 「いじめ見逃しゼロ強調月間」中の取組を確実に実施する。児童が自らいじめについて理解を深めて取組を決めたり、家庭・地域と協力して児童を見守ったりしながら、いじめを見逃さない、いじめを許さない意識を醸成する。

エ) 早期発見のための対応

- 日常の観察に加えて、定期的ないじめアンケート、教育相談を実施する。
- 児童又は保護者が、いじめを訴えやすい雰囲気と関係をつくる。加えて、児童は自ら援助を求める重要性を適時指導する。
- 児童が欠席し、その理由がいじめと疑われる場合、校内の対応体制に従い、即時対応をする。
- いじめの見逃しがないように、保護者に、いじめに対する学校の考え方や取組を説明した上で、保護者用のアンケート、いじめ発見チェックリストを活用しながら家庭と連携して児童を見守る。
- 児童や保護者に対して、保健室や電話相談窓口など、いじめに対する相談窓口を周知する。場合によっては、市教委外部機関及び所轄警察署に相談する。

オ) いじめを発見したときの対応の三原則

即時対応

- 些細な兆候でもいじめではないかと疑いをもち早い段階から複数の職員で関わる。特に保護者からの訴えがあつたにもかかわらず対応が不十分な場合は、信頼を失うことにつながる。**校内の報告・連絡・相談といった情報連携と行動連携を怠らない。**

報告・情報共有の体制

学校長

生活指導主任

教頭

主幹教諭

教務

養護教諭

発見者

該当担任・学年主任

いつ・どこで・誰が・何を・
どのように・その他参考となる事項

＊事案により、教育相談担当者、特別支援コーディネーター

＊発見者は翌日の朝までには、該当担任、学年主任に報告する。

- いじめかどうかの認知は組織で判断する。どの児童にもどの学級でも起こりうることであり、積極的に認知する。早期発見・即時対応で事態の深刻化を防ぐ。

親身な対応

- 被害児童やその保護者の立場に立ち、「些細な悪ふざけ」として軽視しない。「自分に見落としがあったかもしれない」という謙虚な構えと傾聴の姿勢で、親身に対応する。
- 加害者児童に対して、「いじめはいけないことだ」とありきたりの指導をするのではなく、いじめに至った背景を探り、時間をかけて丁寧にかかわる。

基本は家庭訪問

- 被害・加害双方の児童の家庭訪問を原則とする。被害・加害児童から聞き取ったり、確認したりしたことについて、その日のうちに家庭に伝える。
- 被害児童の保護者には、その後の経過・学校の対応を正確に伝える。謝罪と今後の解消への取組について話し合いをもち、了承と協力を得る。
- 加害児童の保護者には、いじめの具体的な内容や状況、いじめを受けた児童の心情を正確に伝え、学校の取組について了承と協力を依頼する。納得が得られない場合も考えられるが、「理解が得られるまで時間をかけて話し合う」という覚悟で臨む。

(2) 教育相談体制

- ① 毎月のいじめアンケート（児童対象）
 - ・簡易アンケートで、気になる児童について面談を行う。
 - ② 学校生活アンケート：10月上旬（保護者対象）。
 - ・児童の実態を知り、児童面談、保護者懇談に生かす。
 - ③ いじめが疑われる児童に対しては、学級担任と学年主任（複数対応）が原則24時間以内に教育相談をして対応する。
- ※ 教育相談後は、相談内容を生活指導主任または教頭に報告し、その後の対応としてスクールカウンセラーやSSWの活用を図り、教育相談校内委員会を開く。また、職員朝会や子どもを語る会の場で、全教職員で情報を共有し、支援体制を整える。

(3) 早期発見・早期対応の留意点

【ささいな変化や心のサインを見逃さない】

- 複数の職員（特に学年体制）で児童を見守り、学年間の報告・連絡・相談を密にする。
- 朝の出席確認は、一人一人の表情や声の調子の変化にも注意する。気になった児童については、養護教諭から保健室での様子を聞く、家庭に連絡するなど積極的に情報を収集する。
- アンケートや教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整えておく。情報を提供してくれた児童や保護者からの訴えは真摯に対応する。

○ いじめられた児童だけでなく、情報を提供してくれた児童を守ることにも配慮する。

- 保護者・地域の方に協力を仰ぎ、「家庭の様子」や「通学路の様子」を把握する。

【気付いた情報は確実に共有する】

- 生活指導委員会で把握した内容を職員終会や子どもを語る会などの場で報告する。必要に応じて情報収集を依頼する。

【速やかな組織的対応】

- 事実確認した内容を、教育相談校内委員会や生活指導委員会が把握し、問題の解消に向けた対応を吟味する。場合によっては、市教委外部機関及び所轄警察署に相談する。

（４）保護者及び地域との連携

- 学校いじめ防止基本方針を HP に掲載する。
- 学校いじめ防止基本方針を年度始めの学習参観日等で説明し、学校の取組の理解を図り、保護者との連携を深める。
- 学校いじめ防止基本方針を学校関係者評価委員会等で説明するなど、学校の取組の理解を図ったり、地域から情報を得たりして、連携する。

4 校内研修

【校内研修に関する年間計画】

5・6・7月 いじめアンケートの集計・分析

- ・ いじめに関わる教師用チェックリストと指導用資料リーフを配付する。
- ・ いじめ防止の取組の見直し → 2学期の取組につなげる。

8月 いじめ防止を含む人権教育、同和教育に関わる研修、認め合い支え合う学級づくりに関する研修

9・10・11月 いじめアンケートの集計・分析

- ・ いじめに関わる教師用チェックリストと指導用資料リーフを配付する。
- ・ いじめ防止の取組の見直し → 3学期の取組につなげる。

5 いじめの未然防止に向けた取組の評価

- ・ 「学校評価」の PDCA サイクルにいじめ防止の取組の項目を設け、評価していく。
- ・ 各職員が、各学期に「いじめ発見チェックリスト（別紙）」を手掛かりに、日常の取組を自己点検する。

6・10月（いじめ見逃しゼロ強調月間中） 2月（人間関係のトラブルが多くなる時期）

～ 自己点検の流れ ～

- ① 6・10・2月に職員にチェックリストを配付する。
- ② 各職員がチェックして、生活指導主任に提出する。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

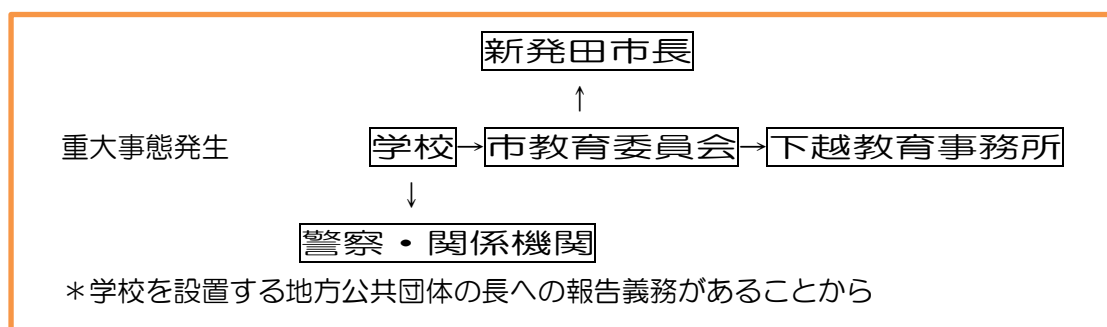
- ・家庭用いじめチェックリストの配布、相談機関の周知
- ・未然防止の取組や、いじめに対する考え方を生活指導便りで知らせる。
- ・「町小いじめ見逃しゼロ・あったかハート児童集会（１０月もしくは１１月）」への参加の喚起
- ・「人権教育、同和教育の視点に立った道徳授業」の授業参観への参加の喚起

7 重大事態への対処

（１）重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ア 児童が自殺を企図したとき
 - イ 身体に重大な障害を負ったとき
 - ウ 金品等に重大な被害を被ったとき
 - エ 精神性の疾患を発症したとき
- ② いじめにより、児童が一定期間、連続して学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - * 欠席の日数については年間 30 日間をめやすとするが、日数にこだわらず、事案や被害児童の状況を十分考慮し、欠席 30 日になる前、及び重大事態に至る相当前の段階からの場合もあり得る。
- ③ 児童や保護者から重大事案である旨の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

（２）重大事態の報告



（３）調査の主体について

- ① 学校が主体となって行う場合
 - ・基本的には当校の児童が関係しているいじめ事案には、学校が主体となって調査を行う。
- ② 市教育委員会が主体となって行う場合
 - ・学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断されたとき。
 - ・学校の教育活動に支障を来すとき。

(4) 調査を行う組織

- 重大事態にかかる調査は、いじめ対策委員会、不登校対策委員会が行う。
- いじめ対策委員会、不登校対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- いじめ対策委員会、不登校対策委員会の構成については、公正性・中立性を確保するために、当該いじめ事案の関係者と直接的に人間関係または特別な利害関係を有しない市教育委員会SSWに参加してもらう。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに複数の教職員で調査する。
- 不都合なことがあっても事実に向かっていく。
- 「事実を明確にする」ために
 - ・ いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような形態があったか」「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- いじめられた児童から聞き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童、在籍する全児童、教職員から質問調査、聞き取り調査を十分行う。
 - ・ いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
 - ・ いじめられた児童には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援などをする。
- いじめられた児童から聞き取り調査が不可能な場合
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍する全児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する
 - ア いじめを受けた児童及びその保護者に対して事実関係について説明する。
この情報提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告をする。
 - ・ いじめがいつ ・ 誰から ・ どのような形態で行われたか
 - ・ 学校がどのように対応したか
 - イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。
 - ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供することを念頭に置く。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
 - エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期などについて市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

- ア 調査については、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に送付する。